

平成 16 年 12 月

## 豊島区幼児教育振興計画策定指針(概要)

### ~~背 景~~

幼児を取り巻く状況は、核家族化・少子化の進行により、幼児にとって集団あそびが減少し、人とのかかわる力が育ちにくくなっており、また親にとっては子育てについて相談する相手も少なく、生活習慣・しつけ方が分からないことが多くなっている。

こうした状況に対して、国においては平成14年9月の厚生労働省が「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(少子化対策プラスワン)をまとめ、平成15年9月には少子化社会対策基本法が施行されました。平成13年3月には幼児教育振興プログラムを文部科学大臣が決定いたしました。

こうしたことから、豊島区幼児教育振興計画検討委員会では幼児教育振興プログラムに則り豊島区における中長期の幼児教育のあり方について審議・検討し、幼児教育に関する総合的な実施計画である幼児教育振興計画の策定指針を報告するものである。

### I 計画の目的

現在の豊島区に住む子どもたちを取り巻く状況は、都市化に伴う少子化や核家族化の進行、また外国籍の親子の増大に伴う国際化や価値観の多様化等により、急激に変化しつつあるといえる。

そこで本計画は、豊島区の社会環境の変化と子どもたちの幼児教育の実態を把握し、幼児期に求められる人間形成の特質を踏まえて、将来にわたり豊島区の幼児教育が充実していくための体制を整備することを目的とする。

### II 基本理念

豊島区に住む全ての幼児に、将来にわたり一人の個性ある人間として充実した人生を送れるような、「生きる力の基礎」を培える幼児教育を保障すること。

### III 幼児期の特性と幼児教育の役割

幼児期においては人間形成の第一歩として次のような成長を保障することが求められている。こうした成長こそが「生きる力の基礎」であり、それを培うことが豊島区の幼児教育にも求められている。

1. 様々な遊びを通して健康でしなやかな心と身体が形成されること。
2. 好奇心や探求心を発揮して考える力や創造する力が培われること。
3. 様々な事物にふれることで豊かな感性と表現力が育まれていくこと。
4. 友達との集団生活を通して生活習慣が形成され相手を思いやる気持ちが培われていくこと。
5. 幼児一人ひとりがその子なりの自我を形成し始めること。

#### IV 豊島区の幼児教育を見直す視点

豊島区の幼児教育に関する機関が、豊島区に住む全ての幼児に対して以上のような幼児期の特性を保障できるようになるためには、次のような点を見直し対応していけるようになることが求められている。

- (1) 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実
- (2) 幼児教育機関における子育て支援の充実
- (3) 幼児教育機関と小学校との連携の推進
- (4) 幼児教育機関相互の連携の推進
- (5) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実

#### V 推進のための具体的な課題

##### (1) 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実を図るために

###### (ア) しなやかな心身を育む保育環境の整備

幼稚園等において幼児が走り回れる広場や身体を動かせる固定遊具など園庭環境を整備することが必要となる。

公園や広場が安全に遊べるように整備することが求められている。

###### (イ) 自然にふれられる場と機会の整備

自然環境を維持し、より多くの幼児が自然にふれて好奇心や探究心を発揮し遊ぶ経験等を積み重ねていけるよう整備していく必要がある。

それぞれの園において生き物や植物を飼育したり栽培できるような保育環境も積極的に整備することが求められている。

###### (ウ) 多様な人々とかかわる力を育む活動と機会の保障

幼稚園等において幼児同士が生のかかわりを経験できるような遊びを保障する。

様々な国籍の幼児が在籍する場合には、その幼児の背景にある習慣や文化を尊重することや、そうした文化に親しむ機会を積極的に提供していくことが必要となる。

(エ) 保育者の資質を高めるための研修の推進

幼児の家庭は核家族化や外国人家庭の増加により多様な状況にある。これに応じるため保育者の質を維持し、一層向上させていく努力が求められている。

保育者は具体的な問題に対応できるように、必要な研究や研修を実施することが必要とされている。

(2) 幼児教育機関における子育て支援の充実を図るために

(ア) 「交流の広場」の推進

幼稚園等に就園していない乳幼児の親達が集える場、「交流の広場」事業を積極的に推進していく必要がある。

地域の未就学児童に園等の施設を開放する「未就学児の親子登園」等の事業を展開することが期待される。

親たちの集いのサークルを支援する「子育てネットワーク」づくりの推進が期待される。

(イ) 「子育て体験」の推進

保健所での「育児講座」の開催、幼稚園等で幼児を持つ保護者を対象に「子育て講演会」を地域の保育関係機関が連携し積極的に展開することが期待される。

子育て体験を聞く「子育てを語る会」「保育体験」などを積極的に展開することが期待される。

(ウ) 「気軽な子育て相談」の推進

若い親達の不安や悩みを地域の幼児教育機関が積極的に受け止め気軽に相談できる「子育て相談」事業を推進していくことが必要である。

携帯電話やインターネットなどから気軽にアクセスできる「電話相談」の実施が期待される。

そのため保育者等に対する「カウンセリング研修」の実施も必要である。

子ども家庭支援センターや青少年育成委員、児童相談所など地域の

相談機関とのネットワークづくりをしていくことなどが必要である。

(エ)「サポート保育」(預かり保育)の推進

幼稚園の教育課程が終了した後に幼児を預かり家族の子育てを支援していく「サポート保育」事業を積極的に推進していくことが必要である。

幼稚園での「サポート保育」として、午前9時前や午後2時以降にも教育課程外の教育活動を実施する「モーニングサポート」「イブニングサポート」、土曜日・夏休みに育児をサポートする「サタデーサポート」「サマーサポート」等を推進する。また、園に対しては物的・人的な保育環境の整備などが必要となる。

(オ)「多文化・多世代交流」の推進

多様な年代、国籍の親子が集まって楽しむことや、多くの世代の人々が集まって交流する「多文化・多世代交流」事業を積極的に推進していく必要がある。

幼稚園側では保護者相互の交流を深めるための「文化交流活動」を実施するなどの配慮も必要である。園行事を通して「高齢者との交流活動」を継続して実施していくことが求められている。また、中高生と乳幼児が交流する「乳幼児とのふれあい活動」も将来親となるために欠かせない体験となる。

**(3) 幼児教育機関と小学校とが連携を図るために**

(ア)「園児と小学生との交流」の推進

幼稚園等の年長児と小学生が音楽室や図書室で一緒に楽しむ「交流時間」を設けたり、小学生が「園訪問」を実施し園児の相手になって遊ぶことや、年長児が進学先の「小学校訪問」を行い、楽しい授業を見学等したり施設・設備にふれることにより、就学にあたっての見通しや安心感を持てるようにすることが期待される。

(イ) 保育者と教員との交流

園での保育に学校側の教員が参加して体験的に理解し、学校での授業に園側保育者も参加して体験して、相互理解していくことが求められている。研修の相互乗り入れも期待されている。

(ウ) 「行事の交流」の推進

小学校の運動会や学芸会、展覧会へ園児も参加することや運動会、発表会を合同で行うことなどもよい。

発表会・展覧会などは地域の幼稚園・保育所が合同で行うこともよい。

(エ) 「地域子ども祭り」の推進

この「子ども祭り」を豊島区の全ての地域で実施できるように推進していくことが望まれる。そのことにより、全ての幼児が、地域の人々と交流する体験や、世代の異なる子どもたちとふれる機会、さらには子どもに関する様々な機関の人々が知り合い連携する機会ともなる。

(オ) 幼保小連絡協議会の推進

幼児が小学校に親しめないなどの問題を解決するためには、子どもが通っていた幼稚園等での様子が小学校に適切に伝えられることや話し合いをしていくことが必要である。

そこで、就学にあたっては地域の幼稚園、保育所と小学校が一堂に会して情報を交換し、必要な情報を共有することにより、個々の子どもに応じた対応ができるような場と機会を積極的に設置することが求められている。

#### (4) 幼稚園と保育所の連携について

(ア) 研修の合同実施

文部科学省と厚生労働省では、幼稚園と保育所の研修に当たっては合同で実施することが望ましいとしている。

豊島区においても、公私の別なく、相互に参加できるような合同実施という形態を基本としていきたい。

(イ) 各種事業の共同開催

幼稚園等で実施している講演会、観劇会などの事業は単独で実施するよりも近隣の園と連携して共同で実施するほうが、経費の節約になるだけでなく、子どもたちや保護者同士の交流の機会にもなる。

事業の共同開催日は年度当初に計画することによって、地域の学

校や保健所などの事業と重ならないように、地域全体で日程を調整していくことが必要である。

(ウ) 子育て支援活動における連携

幼稚園等で現在実施している子育て体験、子育て相談などを個々の園が別々に展開するのではなく、連携して実施し、地域の人々がより活用しやすくなるよう連携を図っていく必要がある。

また、近年、子育て支援活動と保育的活動、幼児教育的活動を別個の施設で実施するのではなく、ひとつの施設で総合的に実施できるような制度が国においても検討されている。

そこで豊島区においても、必要に応じて子育て支援機能、保育所における保育機能、幼稚園における教育機能を一体的に実施する総合施設について検討することが望まれている。

(エ) 地域の安全・防災活動における連携

災害や犯罪が生じたときに子どもたちを守るためには、地域の幼稚園、学校等が緊密に情報を交換し連絡を取り合うことや、安全な場所に避難して共同で行動するなど、相互に連携を図ることが必要となる。

連携して避難訓練等を実施していくことや不審者を発見した時にはすみやかに地域の全ての園と学校に情報が伝わるようにしていくことが求められている。

(オ) 幼保連携懇談会の推進

これについては平成15年度に設置した「区立幼稚園と区立保育所の幼保連携懇談会」を受け皿にして、私立幼稚園と私立保育所を含めた「幼保連携懇談会」へと発展させていき、具体的な連携のあり方を話し合っていくことが必要である。

(5) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実を図る

(ア) 「地域の子育て講座」の推進

産婦人科や小児科、保健所などにおいても子どもの健康、しつけ方や遊び方などの講演会等をさらに充実していくことが求められている。

現在、幼稚園等で実施している講演会などを地域に広く開放して

いくことが望まれる。

(イ) 「身近な子育て相談」の推進

子育ての専門機関である産婦人科、小児科、保健所等において気軽な相談に応じていく仕組みをつくることが求められている。

幼稚園等においても、保護者だけでなく地域の親子に対して気軽に相談を受け入れる仕組みが求められている。

また子ども家庭支援センターや教育センターなどの専門機関のカウンセラーが幼稚園などを巡回し相談に乗ったりすることが、これからは求められている。

(ウ) 地域の子育てサークルや親子サークルの交流の促進

様々な子育てに関する団体などが懇談会を結成するなど連携し、子ども家庭支援センターを中心として協力する仕組みを推進していくことが求められている。

「子ども祭り」のような行事を開催する時には、積極的に中心的な役割を果たすことができるだろう。

(エ) 地域の子育て施設の開放

地域に親子で気軽にふれあえる場や機会が保障される必要がある。

そこで、池袋本町プレイパークのように地域の子どもたちが思い切り遊べる場を今後も設置していくことや公園、児童館などを地域の多様な親子が安心して通える場にしていくことが求められている。

(オ) 家庭や幼稚園や保育所と地域の人々との連携の推進

地域において子育てに関係しているボランティア団体が幼稚園等において活躍できる場や機会を積極的に提供していく必要がある。

そのために、そうした人々を求めている家庭や園とを結びつける新たな子育てサポートシステムをつくる必要がある。

また中学生や高校生が、地域の園に出向き子どもたちとふれあい子育てを体験することも、今後とも積極的に推進していくことが求められている。

# 豊島区幼児教育振興計画検討委員会名簿

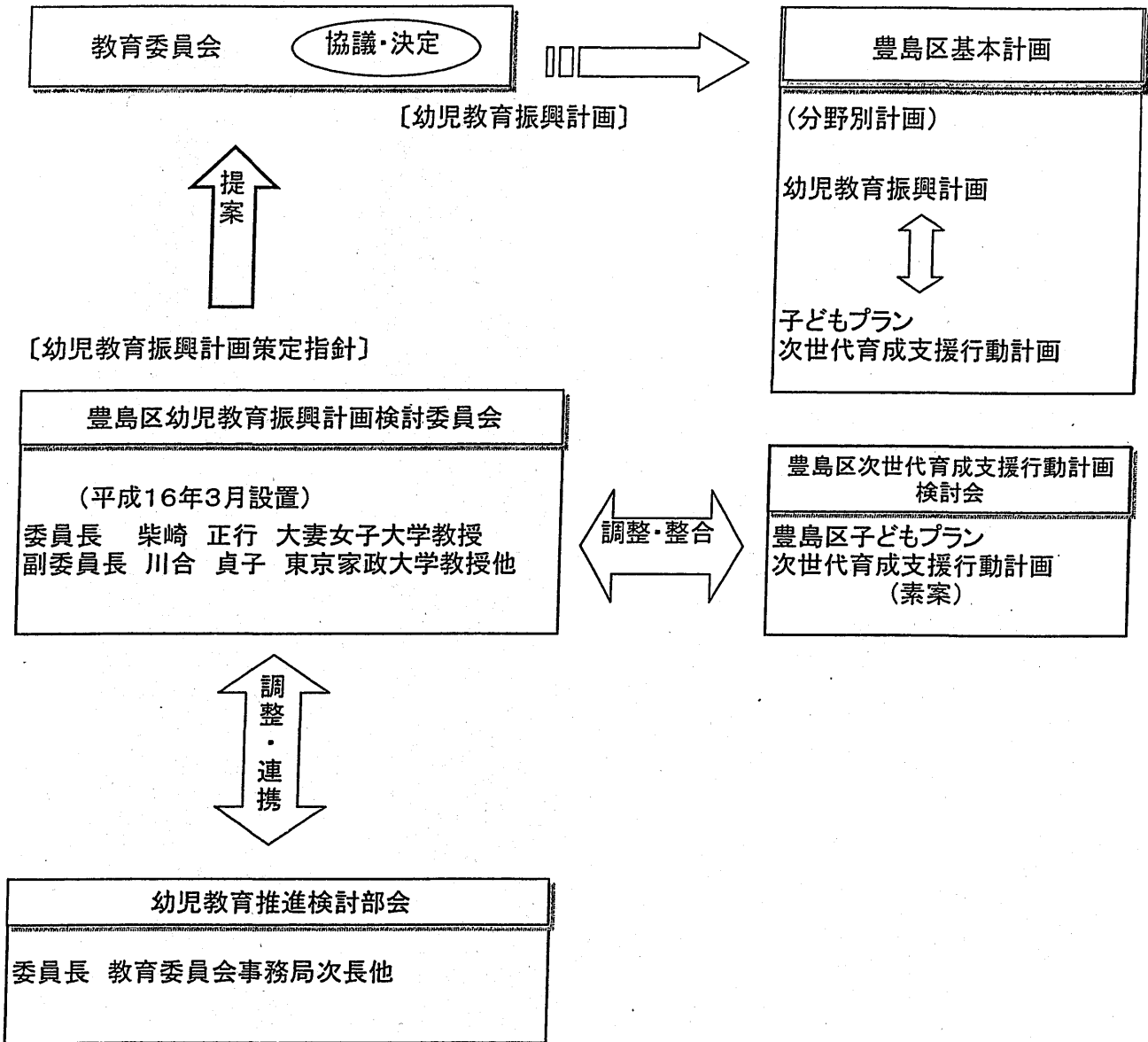
委嘱期間：平成16年3月22日～平成16年11月8日

		ふりがな 氏名	役職・団体名等
学識経験者	②	会長 しばざき まさゆき 柴崎 正行	大妻女子大学教授
		副会長 かわい ていこ 川合 貞子	東京家政大学教授
私立幼稚園代表者	②	なみき しゅういち 並木 秀一	並木幼稚園園長
		なぐら あやこ 名倉 章子	愛心幼稚園園長
私立保育園代表者	①	みうら たかこ 三浦 多佳子	椎名町ひまわり保育園園長
区民	②	こくぼ ひろみ 小久保 裕美 みつ いみか 三井 美香	公募区民
区立施設代表者	④	すずき のりやす 鈴木 憲康	区立朝日小学校校長
		おぼた ひでお 小幡 秀生	区立池袋幼稚園園長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
		こんじき まさこ 近喰 眞佐子	区立南長崎幼稚園園長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)
		さくら いさなえ 櫻井 早苗	区立池袋幼稚園教頭
		てらち やちこ 寺地 ヤチ子	区立千早第一保育園園長
区職員	⑧	もり しげお 森 茂雄	教育委員会事務局次長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
		まつざき みつひこ 松崎 充彦	教育委員会事務局次長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)
		きりう たてき 桐生 建樹	総務部総務課長
		いなば すい 稲葉 穂	子ども家庭部子ども課長
		よしずえ まさひろ 吉末 昌弘	子ども家庭部子育て支援課長
		やまね ひとし 山根 斎	子ども家庭部保育園課長
		あまが いかつみ 天貝 勝己	教委事務局教育改革推進課長
		かわち まさふみ 川地 雅文	教委事務局生涯学習課長
		よしむら まさひさ 吉村 正久	教委事務局指導室長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
	あべ たく 阿部 卓	教委事務局指導室長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)	
委員定数			計 19 名

\* 敬称略・順不同

# 1. 幼児教育振興計画の位置付け

幼児教育振興計画検討体制図



# 2. 幼児教育振興計画スケジュール

- H16.11.8 豊島区幼児教育振興計画検討委員会 振興計画策定指針を教育長に報告
- H16. 12. 豊島区幼児教育振興計画策定指針を広報としま(12/15号)掲載
- H17. 1. 豊島区幼児教育振興計画案作成
  - 2. パブリックコメント実施
  - 3. 豊島区幼児教育振興計画策定

# 豊島区幼児教育振興計画

〔 策 定 指 針 〕

## — 報 告 —

平成16年11月

豊島区幼児教育振興計画検討委員会

## はじめに

～～豊島区幼児教育振興計画策定の背景～～

### [策定指針]

幼児を取り巻く状況は、少子化・核家族化の進行により、幼児にとっては集団あそびが減少し、人とのかかわる力が育ちにくくなっており、また親にとっては子育てについて相談する相手も少なく精神的に不安定になり幼児虐待につながりかねないケースが発生しています。

こうしたことから、国においては平成14年9月に厚生労働省が「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(少子化対策プラスワン)をまとめ、平成15年9月には少子化社会対策基本法が施行されました。平成13年3月には、このたび策定しました豊島区幼児教育振興計画策定指針の基本となります国の幼児教育振興プログラムを文部科学大臣が決定いたしました。

一方、豊島区では、住宅が密集していたり、池袋副都心を中心とした高密度な都市化の進行、高層住宅の増加などにより自然環境が減少しています。これにともない幼児等が社会体験をする機会、場所等が少なくなり幼児の教育に少なからず影響を及ぼしています。

また、核家族化が進み、保護者は子育ての経験や知識・情報が少ないため育児不安をいだいたり、ともすると過保護・過干渉になり幼児の健やかな発育を阻害する一因にもなっています。

さらに、生活の基盤である家庭や地域の教育力が低下してきており様々な課題が生じています。

こうした社会環境の変化に対応した幼児期における保育環境の充実や家庭教育の充実、学校との連携、保護者や地域への相談体制等の支援等が大いに求められています。このため、これまで推進されてきた施策のより一層の充実、新たな施策を推進するなどの、豊島区幼児教育振興計画の策定指針をまとめ、豊島区教育委員会に報告するものであります。

豊島区幼児教育振興計画検討委員会

# 目 次

I	計画の目的	1
II	基本理念	1
III	幼児期の特性と幼児教育の役割	1
	1. 様々な遊びを通して健康でしなやかな心と身体が 形成されること	1
	2. 好奇心や探究心を発揮して考える力や創造する力が 培われること	2
	3. 様々な事物にふれることで豊かな感性と表現力が 育まれていくこと	2
	4. 友達との集団生活を通して生活習慣が形成され相手を 思いやる気持ちが培われていくこと	2
	5. 幼児一人ひとりがその子なりの自我を形成し始めること	3
IV	豊島区の幼児教育を見直す視点	3
V	推進のための具体的な課題	3
	(1) 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実を図るために	3
	(ア) しなやかな心身を育む保育環境の整備	3
	(イ) 自然にふれられる場と機会の整備	4
	(ウ) 多様な人々とかかわる力を育む活動と機会の保障	4
	(エ) 保育者の資質を高めるための研修の推進	5
	(2) 幼児教育機関における子育て支援の充実を図るために	5
	(ア) 「交流の広場」の推進	5
	(イ) 「子育て体験」の推進	5
	(ウ) 「気軽な子育て相談」の推進	6
	(エ) 「サポート保育（預かり保育）」の推進	7
	(オ) 「多文化・多世代交流」の推進	7
	(3) 幼児教育機関と小学校とが連携を図るために	8
	(ア) 「園児と小学生との交流」の推進	8
	(イ) 「保育者と教員との交流」の推進	8
	(ウ) 「行事の交流」の推進	8

(エ) 「地域子ども祭り」の推進	9
(オ) 幼保小連絡協議会の推進	9
(4) 幼稚園と保育所の連携について	10
(ア) 研修の合同実施	10
(イ) 各種事業の共同開催	10
(ウ) 子育て支援活動における連携	10
(エ) 地域の安全・防災活動における連携	11
(オ) 幼保連携懇談会の推進	11
(5) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の 充実を図る	11
(ア) 「地域の子育て講座」の推進	11
(イ) 「身近な子育て相談」の推進	12
(ウ) 地域の子育てサークルや親子サークルの交流の推進	12
(エ) 地域の子育て施設の開放	13
(オ) 家庭や幼稚園や保育所と地域の人々との連携の推進	13

○推進のための事業・計画の整理	15～17
-----------------	-------

◎ 資 料

①豊島区幼児教育振興計画検討委員会設置要綱	18
②豊島区幼児教育振興計画検討委員会 委員名簿	19
③豊島区幼児教育推進検討部会 部会員名簿	20
④豊島区幼児教育振興計画検討委員会、幼児教育推進検討部会審議経過	21

## I 計画の目的

幼児期における教育は、人間形成の第一歩として大切なものであり、子どもを取り巻く社会の変化をとらえて適切に行っていくことが求められている。

現在の豊島区に住む子どもたちを取り巻く状況は、都市化に伴う少子化や核家族化の進行、また外国籍の親子の増大に伴う国際化や価値観の多様化等により、急激に変化しつつあるといえる。

そこで豊島区に住む全ての子どもたちに適切な幼児教育を保障するためには、こうした変化の実態を理解し、それに応じて幼児教育機関としての幼稚園や保育所さらには家庭などの在り方を見直していくことが必要となる。

本計画は、豊島区の社会環境の変化と子どもたちの幼児教育の実態を把握し、幼児期に求められる人間形成の特質を踏まえて、将来にわたり豊島区の幼児教育が充実していくための体制を整備することを目的とする。

## II 基本理念

豊島区に住む全ての幼児に、将来にわたり一人の個性ある人間として充実した人生を送れるような、「生きる力の基礎」を培える幼児教育を保障すること。

## III 幼児期の特性と幼児教育の役割

幼児期においては人間形成の第一歩として次のような成長を保障することが求められている。こうした成長こそが「生きる力の基礎」であり、それを培うことが豊島区の幼児教育にも求められている。

1. 様々な遊びを通して健康でしなやかな心と身体が形成されること。

幼児期は身体が著しく発育するとともに運動機能が急速に発達していく時期である。幼児は日々の生活の中で友達と遊びを通して、身体や運動機能の発達が促されていくし、周囲の自然や人々や事物にも積極的にかかわるようになり、人間関係の基礎も身に付けていく。

こうして身体はもちろんのこと心もしなやかに成長していくためには、友だちと一緒に思い切り遊べる場や、様々な素材や遊具などに十分にふれられる機会、さらにはのびのびと自然にかかわれる環境などが大切となる。

2. 好奇心や探究心を発揮して考える力や創造する力が培われること。

幼児は好奇心に満ちあふれており、自分から周囲の環境に能動的にかかわり、遊びを通して自分なりに納得のいくまで探索し操作し探究していく。こうしてその子なりに周りの世界を納得し理解していく過程を通して、主体的に考える力や新たなものを創造する力などが育まれていく。

こうした力が育まれていくためには、周囲に豊かな環境が存在するだけでなく、それらを自由に探索し操作できること、さらには自分なりに考えたり試したり試行錯誤できる場と時間が保障されていくことなどが大事となる。

3. 様々な事物にふれることで豊かな感性と表現力が育まれていくこと。

豊かな感性は、身近な人々や自然物、遊びの中で親しんだ物などのかかわりを通して、心がゆり動かされる感動体験を積み重ねていくことにより育まれていく。またこうした感動を周囲の大人や友だちと共有することにより、お互いの感じ方や表現の仕方の違いも理解され大切にされるようになっていく。

こうした心がゆり動かされる感動体験が得られるためには、幼児の生活する環境に自由にふれられる自然や親しみを感じられる様々な人々や事物が存在することが必要である。またそれらとかかわりながら、自分なりに感じたイメージを素直に表現できる道具や素材があること。さらにはお互いの表現を共感的に楽しんでくれる大人や仲間などがいることなども大切となる。

4. 友達との集団生活を通して生活習慣が形成され相手を思いやる気持ちが培われていくこと。

幼児は、友だちとの遊びや集団生活を通して、お互いに気持よく暮らしていくためには、生活習慣的な行動を自立的に送ることや、自分たちで決めた事や約束を守ること、さらにはお互いに大切にしている物を尊重し合うことなどの必要性を実感し身につけていく。

こうした態度や気持ちが培われていくためには、同世代の友達と集団で親しく生活するような場や時間が保障されなければならないし、また友だちとの遊びや生活の中で様々なトラブルや葛藤を体験しながら、お互いの気持ちを思いやることや約束を守ることの大切さを感じるような生のかかわりが必要となる。

#### 5. 幼児一人ひとりがその子なりの自我を形成し始めること

どの幼児も一人ひとりが個性を持ったかけがえのない存在である。どの子ども世界でたった一人の大切な存在として親から愛され、友だちから尊重される体験を通して、幼児であっても自分をかけがえのない存在として感じられるようになっていく。そのことが、自分の人生に希望を感じられ、自ら主体的に生きていこうとする自我の芽生えにつながってくる。

こうした自我の芽生えが保障されるためには、一人ひとりの幼児がその国籍や家庭の事情、障害や病気などの理由により不利益をこうむることなく、一人の個性ある存在として周囲の人々から愛され大切な存在としてかかわってもらえることが必要となる。

### IV 豊島区の幼児教育を見直す視点

豊島区の幼児教育に関係する機関が、豊島区に住む全ての幼児に対して以上のような幼児期の特性を保障できるようになるためには、次のような点を見直し対応していけるようになることが求められている。

- (1) 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実
- (2) 幼児教育機関における子育て支援の充実
- (3) 幼児教育機関と小学校との連携の推進
- (4) 幼児教育機関相互の連携の推進
- (5) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実

### V 推進のための具体的な課題

- (1) 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実を図るために

#### (ア) しなやかな心身を育む保育環境の整備

幼児期には心と身体を思い切り動かして遊ぶ中で、多様な動きを楽しむことのできるしなやかな心と身体が育まれていく。しかし豊島区の家庭や地域の環境をみると公園や広場が少なく、幼児が安心して思い切り走りまわることができず、身体を存分に動かす経験が不足することが懸念される。そこで豊島区

の子どもたちが幼稚園や保育所において、友だちと安心して十分に走りまわれる場や、思う存分に身体を動かす活動を楽しめるような保育環境の整備を推進していくことが必要である。

そのためにはそれぞれの幼稚園や保育所において十分な太陽の光の下で幼児が思い切り走り回れる広場や、安心して身体を様々に動かして楽しめる固定遊具など、園庭環境を整備することが必要となる。また地域に残された公園や広場も、地域の幼児たちが親子で安全に遊べるように整備していくことが求められている。

また、健康でしなやかな身体になるためには、栄養的なバランスをとれることや、食事に積極的に取り組む姿勢が必要なことなども園での食事の時間を活用して、幼児に伝えていくことが求められている。

#### (イ) 自然にふれられる場と機会の整備

豊島区の家や公園は建物が高層化されるなど狭くなっているために、幼児が土や砂などの自然物、草葉や木などの植物、そして虫や鳥などの生き物などにふれられる機会がととも少なくなっている。しかし幼稚園や保育所の園庭には、まだ自然環境が残されている場合が多い。また地域の家や広場などにも自然環境が残されている場合があるので、それらを積極的に保存し、幼児がふれられるように整備していくことが早急に求められている。

こうした自然環境を維持し、より多くの幼児が自然にふれて好奇心や探究心を発揮して遊ぶ経験や、その感触や美しさに心を動かされる経験を積み重ねていけるように整備していくことが必要となっている。また各々の園において生き物や植物を飼育したり栽培できるような保育環境も積極的に整備することも求められている。

#### (ウ) 多様な人々とかかわる力を育む活動と機会の保障

幼稚園や保育所では遊びを通しての幼児同士の集団的なかかわりを通して、周りの子どもたちとどのようにかかわればよいかを体験的に学んでいく。また豊島区の幼稚園や保育所には外国籍の幼児が多く、障害をもつ幼児も在籍しており、園での生活を通してこうした幼児とかかわる機会も多い。こうした経験を通して、園児は地域には様々な幼児がいることを理解し、またそうした子どもたちとふれることで多様な子どもたちとかかわれるようになっていく。

各々の幼稚園や保育所において、幼児同士が生のかかわりを経験できるように遊びを保障することや、そうした遊びを十分に展開できるような保育環境を保障することが必要である。また様々な国籍の幼児が在籍する場合には、その幼

、 児の背景にある習慣や文化を尊重することや、文化に親しむ機会を積極的に提供していくことが必要となる。

#### (エ) 保育者の資質を高めるための研修の推進

豊島区の幼児をかかえる家庭は核家族や外国人家庭の増加によって、多様な状況になりつつある。こうした多様な家庭から幼稚園や保育所に幼児が通ってくるので、保育者は一人ひとりの幼児に応じて多様な対応が求められている。またこうした家庭の状況の変化により、保護者への対応も多様化しつつある。

幼稚園や保育所がこのような状況の変化や多様化に応じられるようになるためには、保育者の質を維持し、一層向上させていく努力が求められている。そのためには、保育者が具体的な問題に対応できるように、必要な研究や研修を実施することが必要とされている。

### (2) 幼児教育機関における子育て支援の充実を図るために

#### (ア) 「交流の広場」の推進

豊島区は都市化による交通量の増大や公園の風紀の悪化などにより、親子が安心してふれ合える場や機会が減少している。そこで保育所や幼稚園に就園していない乳幼児をもつ地域の親たちが気軽に集える場や機会を提供し、そこで地域の親子がふれ合い交流し親しくなっていく「交流の広場」事業を積極的に推進していく必要がある。

その内容としては、豊島区で推進する「子育てひろば」事業、幼稚園や保育所さらには児童館などで定期的に部屋やホールさらには園庭の一部などを地域の未就園児の親子に開放する「未就園児の親子登園」、「陽だまりスペース」などを展開することが期待される。また園児も含めて地域の幼児を持つ親子が集えるために、夏休みに園のプールを在園児だけでなく地域の幼児の親子にも開放する「プール開放」、さらには移動動物園などには地域の幼児の親子も参加できるように「園行事の開放」なども期待される。

そして地域で幼児をかかえる親たちの集いのサークルやグループに対しては、円滑な展開を支援するために集いの場や機会を提供することや、それら団体のつながりと協力関係を支援する「子育てネットワーク」づくりなどについても推進していくことが期待されている。

#### (イ) 「子育て体験」の推進

豊島区の住宅事情は都市化により空間的にも狭いために家庭における子ども

の兄弟数は少ないといえる。また若い親の核家族も多く、どう子どもを育てたらよいのかわからない親や、孤立化して先輩ママから学ぶ機会も少ない親もいる。そこでこうした子育て体験の少ない親たちが集い、子育てについて体験しながら学べる場や機会を提供する「子育て体験」事業を積極的に推進していく必要がある。

その内容としては保健所などが地域の幼児をもつ親子を対象に「育児講座」を開催することや、幼稚園や保育所が園児や地域の幼児をもつ保護者を対象に「子育て講演会」などを地域の保育関係機関が連携して積極的に開催することが期待される。さらには先輩ママと交流し子育て体験談を聞く「子育てを語る会」や、園の保育や行事さらには食事づくりなどに園児の親も参加してもらい子育て体験の幅を広げていくための「保育体験」なども積極的に展開することが期待されている。

#### (ウ)「気軽な子育て相談」の推進

幼児期は排泄や食事、着替えなどの身辺処理の自立が進んでいくために第一反抗期とも呼ばれており、親子の精神的な葛藤の大きい時期でもある。こうした時期において豊島区では住宅の高層化や核家族化により幼児をかかえて話し相手や相談相手が身近にいないために悩みをかかえている親も多い。そのことが親子の孤立化につながり、それが時には幼児虐待につながる可能性もある。また若い親同士ではお互いに解決の方向性が見出せず不安感がつのもある。そこでこうした不安や悩みを地域の幼児教育機関が積極的に受けとめ軽減することで虐待などを予防していく気軽な「子育て相談」事業を積極的に推進していくことが必要である。

まずは孤立化して家庭から出にくい親に対しては携帯電話やインターネットなどからも気軽にアクセスできる「電話相談」の実施が期待される。さらには園の登降園時において親から寄せられた悩みなどに応える「保育相談」やカウンセラーや看護師や栄養士などの専門家による「子育て相談」を幼稚園や保育所が窓口になって展開できるようにすることも求められている。そのためには、保育者や看護師、栄養士などに対する「カウンセリング研修」の実施も必要となろう。また深刻な悩みや虐待などを予防するためには、このような気軽な相談システムがあることを広く区民に周知していくこと、子ども家庭支援センターを中心にして民生委員や青少年育成委員なども含めて地域の人々が連携すること、子ども教育センターや児童相談所なども含めて地域の相談機関とのネットワークづくりをしていくこと、などが必要である。

### (エ)「サポート保育(預かり保育)」の推進

豊島区には子どもを幼稚園に通わせながらも、家庭の経済状況によって両親とも仕事に従事する必要性のある親も多くなりつつある。また家庭において高齢者や病人の介護や看病をすることや、学校の保護者会や地域の様々な活動に参加するために一時的に幼児を園で午後も長時間預かってほしいと希望する親も多くなりつつある。さらには長い休みの期間などにおいては家庭で親子だけで過ごしていることに限界を感じて辛くなり、親だけでなく子どもも園にいきたいと願う場合もある。こうした場合にはそれぞれの家庭の事情に応じて、幼稚園の教育課程が終了した後に幼児を預かり、家庭での子育てを支援していく「サポート保育」事業を積極的に推進していくことが必要となっている。

幼稚園でのサポート保育としては、家庭の都合や親の仕事や活動のために平日の午前9時前や午後2時以降にも教育課程外の教育活動を実施する「モーニングサポート」や「イブニングサポート」、土曜日や夏休みなどの休業中に家庭の都合や親の仕事や様々な活動さらには親子の気分転換のために希望する幼児を預かり育児をサポートする「サタデーサポート」や「サマーサポート」などが必要となろう。また幼児が幼稚園で長時間過ごすためには、保育所のようにゆったりと生活するための場や設備も必要となるので、物的、人的な保育環境の支援・整備も求められている。

### (オ)「多文化・多世代交流」の推進

豊島区の幼児がいる家庭では、核家族化しており小さな子どもにふれる機会が少ないこと、また祖父母など的高齢者とふれ合う機会が少ないこと、さらには外国人の家庭とその幼児が増えていること、などに特色がある。こうした傾向は一面では育児不安を生みだすことにもつながるが、多くの国々の人々とふれることで多文化理解を推進することが可能にもなる。これらのことから、豊島区の現在の親子や次世代の親になる中高生に対しては、多様な年代や国籍の親子が集って楽しむことや、多くの世代の人々が集って交流することなどの「多文化・多世代交流」事業を積極的に推進していく必要がある。

豊島区の幼稚園や保育所では様々な国籍の幼児たちが通園するようになってきたが、幼児たちは園生活を通して自然にふれ合えるようになっていくことが多いにもかかわらず、保護者同士はなかなか知り合う機会が少なく交流ができていくものである。そこで園側がそうした国々の保護者相互の交流を深めるために「文化交流活動」を実施するなどの配慮も必要となる。また園児は核家族化により家庭での高齢者とのふれ合いが減少しているため、園行事などを通して地域にいる高齢者と自然にふれ合える「高齢者との交流活動」を継続して実

施していくことが求められている。さらに小さな子どもたちとほとんどふれることなく成長してきた中高生と幼児とが交流する「乳幼児とのふれ合い活動」も、将来親になるためには欠かせない体験となるだろう。

### (3) 幼児教育機関と小学校とが連携を図るために

#### (ア)「園児と小学生との交流」の推進

豊島区の家庭では兄弟数の減少により、兄弟のような異年齢間のふれ合いが減少している。幼児のそばに小中学生がほとんどいないために自分の成長に対する見通しを持ちにくいことや、小中学生が幼児などの年少者に対して思いやりの気持ちを持ちにくいことなどにもつながっている。

そこで幼稚園や保育所の年長児と小学生が交流を深めるために、校庭や体育館、音楽室や図書室などで一緒に楽しむ活動に取り組む「交流時間」を設けたり、生活科などの授業を利用して小学生が「園訪問」を実施し園児の相手になって遊ぶことや、さらには小学校の入学を控えた年長児が進学先の小学校に出かけていき「学校訪問」をすることにより楽しい授業を見学したり施設・設備に触れることで小学校への見通しや安心感を持てるようになることなどが期待される。

#### (イ)「保育者と教員との交流」の推進

幼稚園や保育所では、幼児は園生活における遊びを通して、生きていくための基礎として必要となる様々な直接体験を積み重ねていく。小学校ではそれを基にして将来にわたり学びを支えていく知識や技能を集団的・体系的に身につけていく。この遊びと集団学習という学び方の違いが、時には子どもたちにとって負担や戸惑いとなり、小学校生活にうまく入れない原因ともなりかねない。

そこで豊島区の幼稚園や保育所から小学校に進学するときには、こうした負担や戸惑いが起こらないように、園での遊び体験を学校での学習に繋げていくという教育内容の連続性を実現することが期待されている。その第一歩は、園での保育に学校側の教員が参加して体験的に理解し、学校での授業に園側の保育者も参加して体験的に理解していくという、相互理解が求められている。また幼稚園や保育所の研修に小学校の関係者が参加することや、その反対に小学校の研修に保育関係者が参加するなど、研修の相互乗り入れも期待されている。

#### (ウ)「行事の交流」の推進

豊島区の幼児や小学生は少子化により減少しており、園での行事も少ない人

数でやりくりするために負担が増大しつつある。また子どもが数人いる保護者の場合には、園と学校の行事日程が重なり負担となることも時々見られる。

こうした負担を軽減するためには、小学校の運動会や学芸会や展覧会へ園児も参加することや、運動会や発表会を合同で実施すること、さらには発表会や展覧会などは地域の幼稚園や保育所が合同で行うことなどもよいであろう。こうした工夫によってより多くの子どもたちがより楽しく参加できるようになることが期待されている。

#### (エ)「地域子ども祭り」の推進

豊島区では地域によっては乳幼児から小学生・中学生までも含めた子どもたちが集って楽しむ「地域子ども祭り」を実施している。この祭りは、少子化で少なくなった地域の子どもたちがふれ合えるだけでなく、保護者も含めて地域の子どもの関係者も多数参加し交流している。こうしたふれ合いと交流を毎年実施していくことにより、子どもを中心に地域の人々が一体となって連携する意識が形成されていくことになる。

この「子ども祭り」を、豊島区の全ての地域で実施できるように推進していくことが望まれる。そのことによって豊島区の全ての幼児が、地域の人々と交流する体験や、世代の異なる子どもたちとふれる機会、さらには子どもに関する様々な機関の人々が知り合い連携する機会ともなることとなる。

#### (オ) 幼保小連絡協議会の推進

豊島区のそれぞれの小学校には、地域の様々な幼稚園や保育所から幼児が就学してくる。そうして入学してくる全ての幼児が、学校生活に親しみ充実した学童期を送れるようになることが期待されている。しかし実際には、小学校に親しめず自己を十分に発揮できなかつたり友達関係がうまく形成できないことも生じている。こうした問題を解決するためには、その子が通っていた幼稚園や保育所での様子が小学校に適切に伝えられることや、そうした情報をもとに話し合い対応していくことが必要である。

そこで幼稚園、保育所と小学校とが情報を共有するために、就学に当たっては地域の幼稚園、保育所と小学校が一堂に会して情報を交換し、必要な情報を共有することにより、個々の子どもに応じた対応ができるようになることが推進される必要がある。こうした一堂に会する場と機会を積極的に設置することが求められている。

#### (4) 幼稚園と保育所の連携について

##### (ア) 研修の合同実施

幼稚園と保育所では、それぞれ子どもの権利を保障し健全育成を図るために、保育者の資質を高めることを目標とした各種の研修を計画的に実施している。しかし両者が別々に実施していたのでは、時間と費用の両面で無駄となるだけでなく、相互の交流の機会も失われることになる。そこで文部科学省と厚生労働省では、幼稚園と保育所の研修に当たっては合同で実施することが望ましいとしている。

豊島区においても、幼稚園と保育所の研修に当たっては公私の別なく、相互に参加できるような合同実施という形態を基本としていきたい。それによってお互いの研修機会を増やせるだけでなく、同じ幼児期の子どもたちを保育していく立場から、相互理解と相互協力が図りやすくなるだろう。またこうした合同研修の内容によっては、小学校教諭や養護教諭さらには看護師や栄養士なども参加できるようにし、地域の子どもの専門家同士が研修を通して相互理解と相互協力を図れるようにしていくことが望まれている。

##### (イ) 各種事業の共同開催

それぞれの幼稚園や保育所では、講演会や移動動物園さらには観劇会などの事業を毎年実施している。しかしこうした事業は、単独で実施するよりも近隣の園と連携して共同で実施するほうが、経費の節約になるだけでなく、子どもたちや保護者同士の交流の機会にもなる。

そこで豊島区内の幼稚園や保育所においても、可能な場合には近隣の園同士が相談して事業を共同で開催したり実施することが望まれる。また在園児の保護者に限らず、地域の親子にも開放していくことも求められているといえよう。そのためには、こうした事業の共同開催日は年度当初に計画することによって、地域の学校や保健所などの事業と重ならないように、地域全体で日程を調整していくことが必要である。

##### (ウ) 子育て支援活動における連携

保育所や幼稚園では、子育て体験や子育て相談さらには未就園児の親子登園など、様々な子育て支援活動を実施している。こうした活動の中には、その内容が共通であったり、関連性のあるものがある。そこで豊島区の保育所や幼稚園においても、こうした子育て支援活動を個々の園が別々に展開するのではなく、連携して実施し、地域の人々がより活用しやすくなるように連携を図っていく

ことが必要である。

たとえば、未就園児の親子登園などは同じ日に実施するのではなく、地域の幼稚園と保育所が連携して別の日に実施することにより、地域の親子は参加の機会を増やすことができよう。また地域に開放される子育て体験活動も、保育所では主に乳児について実施し、幼稚園では主に幼児について実施するように連携することで、それぞれの専門とする分野の活動を実施できることになる。

また、近年、こうした子育て支援活動と保育的活動、幼児教育的活動を別個の施設で実施するのではなく、ひとつの施設で総合的に実施できるような制度が国においても検討されている。そこで豊島区においても、必要に応じて子育て支援機能、保育所における保育機能、幼稚園における教育機能を一体的に実施する総合施設について検討することが望まれている。

#### (エ) 地域の安全・防災活動における連携

地震や台風、火災などの災害や、誘拐犯のような凶悪犯罪者から、子どもたちを守り育てていくことが豊島区の保育・教育関係者に課せられた使命でもある。こうした災害や犯罪が生じたときに子どもたちを守るためには、地域の幼稚園や保育所そして学校が、緊密に情報を交換し連絡を取り合うことや、安全な場所に避難して共同で行動するなど、相互に連携を図ることが必要となる。

そのためには日ごろから地域の幼稚園と保育所が連携して避難訓練や火災訓練を計画し実施していくことが求められてくる。また不審者を発見した時には、すみやかに地域の全ての園と学校に情報が伝わるようにしていくことも求められてくる。

#### (オ) 幼保連携懇談会の推進

以上のように豊島区内の幼稚園と保育所が円滑な連携を図っていくためには、どのような事業や活動でどの園同士が連携していくのかについて、実際に具体的な計画と実施方法を策定していくことが必要となる。その場合に、平成15年度に設置した「区立幼稚園と区立保育所の幼保連携懇談会」を受け皿にして、それを私立幼稚園と私立保育所も含めた「幼保連携懇談会」へと発展させていき、具体的な連携の在り方を話し合っていくことが必要である。

### (5) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実を図る

#### (ア) 「地域の子育て講座」の推進

地域の家庭には、初めての子育てや核家族のために孤立し、子育てに強い不

安感を抱いている親たちも多い。こうした子育てに不安な親たちや、生活習慣のしつけ方がわからない親たちにとっては、身近な子育ての専門機関において子育てについての講座や講演を気軽に受けられることにより、子育ての仕方が理解でき不安感が軽減されることになる。そこで妊娠している夫婦から、幼児期の子どもの親たちまで、気軽に受けられる地域の子育て講座を充実させていくことが必要である。

そこで豊島区の産婦人科や小児科、保健所や子ども家庭支援センターなどにおいても、子どもの食事や健康、しつけ方や遊び方、さらには絵本の読み聞かせ方などについて、具体的に理解できる講座や講演会、研修会などをさらに充実していくことが求められている。また地域の保育所や幼稚園で開催される講演会や講座なども、こうした地域の親子に対して広く開放されることが望まれている。

#### (イ)「身近な子育て相談」の推進

初めての子育てや孤立化した親子関係の場合には、子育ての仕方がわからなかったり、ストレスが溜まりイライラしてしまうことがよく起こることになる。そのことが虐待につながる可能性も否定できない。こうしたときに、身近に気軽に相談に乗ってもらえる人や愚痴を聞いてもらえる人がいることは、子育ての仕方を理解し、ストレスを軽減できることになる。そのことが結果的には、幼児虐待を予防することにもつながっていく。

そこで豊島区の子育ての専門機関である産婦人科や小児科、保健所や子ども家庭支援センターや児童委員などにおいても、子育ての不安について気軽に相談に応じていく仕組みをつくることが求められている。それは専門の心理相談員が対応するような深刻な相談ではなく、それ以前の気軽な相談である。また保育所や幼稚園においても、保護者だけでなく地域の親子に対してこうした気軽な相談を受け入れる仕組みが求められる。こうした気軽な子育て相談制度と、子ども家庭支援センターや教育センターなどの専門的な相談とが連携すること、たとえば専門のカウンセラーが幼稚園や保育所を巡回し相談にのることなどの方法によって育児ノイローゼや幼児虐待などのような深刻な事態を防いだり、対応していくことが、これからは求められている。

#### (ウ) 地域の子育てサークルや親子サークルの交流の推進

近年の地域には、子育ての自主グループや子育てに関する NPO 団体、さらには子育てのボランティア団体なども多くなりつつある。また絵本の読み聞かせや伝承遊びの伝え合いを目的としたサークルなどもつくられている。さらには

幼稚園や保育所の保護者などが結成した人形劇や合唱のサークルもみられる。こうした地域の様々な子育てに関する団体やサークルが個別に活動していたのでは、地域の子育て力を高めていくことにはつながりにくい。

豊島区においては、こうした様々な子育てに関する団体やサークルの「懇談会」を結成するなど連携し、子ども家庭支援センターを中心にして協力する仕組みを推進していくことが求められている。そうした連携によって、豊島区の幼児をかかえる親同士が知り合える機会が増え、子育てに関する情報を幅広く交換し、区内の子育てに関する問題を連携して取りくむことにより早期に解決していくことができるだろう。また地域の「こども祭り」のような行事を開催する時には、積極的に中心的な役割を果たすことができるだろう。

#### (エ) 地域の子育て施設の開放

近年は親子がふれ合う機会が、海や山さらには遊園地などの行楽地に出かけること、レストランなどで食事をするのが中心になりつつある。こうしたイベント的なふれ合いもよいが、子どもたちはもっと地域に根ざした日常的なふれ合いを求めているといえる。しかしそのためには、地域に親子で気軽にふれられる場や機会が保障される必要がある。

豊島区では高層住宅が多く、自然環境も限られている。そのために地域で親子がふれ合おうとしても、なかなか安心して過ごせる場や機会が得られないのが実情である。そこで池袋本町プレーパークのように地域の子どもたちが思い切り遊べる場を今後も設置していくことや、公園や児童館などを地域の多様な親子が安心して通える場にしていくことが求められている。また保育所や幼稚園、学校などの園庭や校庭、さらには図書室などを、もっと地域に開放していくことも求められている。こうした努力によって、土日も含めて地域に親子でいつでも楽しめる場を保障していくことが、豊島区内の親子に充実した家庭生活を提供していくことにも繋がることになる。

#### (オ) 家庭や幼稚園や保育所と地域の人々との連携の推進

子育ては家庭が中心となり、地域の幼稚園や保育所が一体となって営まれていくものである。しかし家庭あるいは教育・保育施設だけが子育ての場や子どもの生活の場ではない。そこには直接的、間接的に地域の様々な人々が子どもたちや子育てに関与しているのである。またこうして地域の様々な人々が子育てに関与しているからこそ、親や保育者が安心して子育てをできることにもつながる。

豊島区内においても、地域において子育てや保育に関係しているボランティ

ア団体の人々やサークルの人々がたくさんいる。こうした人々が地域の家庭や幼稚園や保育所において、活躍できる場や機会を積極的に提供していくことが求められている。そのためには現行のファミリーサポートセンターなどと連携して、そうした人々を求めている家庭や園とを結びつける新たな子育てサポートシステムをつくる必要がある。また中学生や高校生が、地域の園に向いて子どもたちとふれ合い子育て体験をすることも、区としては今後とも積極的に推進していくことが求められている。こうした体験を通して、子育てのボランティアをすることや自分達が親になることを、肯定的に受けとめられるようになっていくのである。

## ○推進のための事業・計画の整理

具体的な事業、計画と実施する関係機関・団体等

### 1. 幼児教育機関の教育活動及び教育環境の充実を図るために

#### (ア) しなやかな心身を育む保育環境の整備

- ① 幼稚園等における広場と固定遊具の整備 \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部、  
公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 地域の公園・広場の整備 \_\_\_\_\_ 区・土木部等

#### (イ) 自然にふれられる場と機会の整備

- ① 園庭・広場の自然環境の積極的保存 \_\_\_\_\_ 区・土木部、公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 生き物や植物の飼育、栽培ができる保育環境の積極的整備 \_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所

#### (ウ) 多様な人々とかかわる力を育む活動と機会の保障

- ① 幼児同士の生のかかわりができる遊びや保育環境の保障 \_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 外国籍の幼児や障害をもつ幼児との係わり合い、習慣文化に親しむ機会の提供  
\_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所

#### (エ) 保育者の資質を高めるための研修の推進

- ① 家庭や幼児の多様な状況に対応できる保育者への研修・研究の推進  
\_\_\_\_\_ 区・教委、公立・私立の幼稚園、保育所

### 2. 幼児教育機関における子育て支援の充実を図るために

#### (ア) 「交流の広場」の推進

- ① 「子育てひろば」事業の推進 \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部
- ② 未就園児の「親子登園」、「陽だまりスペース」事業の推進 \_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所
- ③ 園プールの開放、園行事の開放 \_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所
- ④ 幼児がいる母親達のサークルの集いの場、機会の提供、「子育てネットワーク」づくり  
\_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部、公立・私立の幼稚園、保育所

#### (イ) 「子育て体験」の推進

- ① 「育児講座」、「子育て講演会」の積極的開催 \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部、保健所
- ② 母親同士の交流、体験を聞く「子育てを語る会」、「保育体験」等の積極的展開  
\_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所

#### (ウ) 「気軽な子育て相談」の推進

- ① 家庭から出にくい母親に対する「電話相談」 \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部、公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 地域の幼児教育機関による「保育相談」やカウンセラー等の「子育て相談」の窓口  
\_\_\_\_\_ 公立・私立の幼稚園、保育所、区等
- ③ 保育者や看護師、栄養士等に対する「カウンセリング研修」の実施 \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部等
- ④ 気軽な子育て相談システムのPR \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部等
- ⑤ 地域の相談機関とのネットワークづくり \_\_\_\_\_ 区・子ども家庭部

(エ)「サポート保育(預かり保育)」の推進

- ① 働く親等のための教育課程外の教育活動「モーニングサポート」、「イブニングサポート」の推進  
————— 私立の幼稚園
- ② 土曜日、夏休み等の休業中に幼児を預かる「サタディサポート」、「サマーサポート」の推進  
————— 私立の幼稚園

(オ)「多文化・多世代交流」の推進

- ① 様々な国籍の保護者相互の交流を深める「文化交流活動」の実施  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 園行事等を通して地域の高齢者とがふれあう「高齢者との交流活動」の推進  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所
- ③ 中・高校生と幼児が交流する「乳幼児とのふれあい活動」の実施  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、  
中学校、高等学校

3. 幼児教育機関と小学校とが連携を図るために

(ア)「園児と小学生との交流」の推進

- ① 幼稚園児・保育園児と小学生の「交流給食」の実施、校庭などでの「交流時間」の実施  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校
- ② 授業を利用した小学生の「園訪問」、年長児の「学校訪問」の実施  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校

(イ)「保育者と教員との交流」の推進

- ① 園保育への学校教員の参加、学校授業への保育士参加による相互理解、体験的理解の推進  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校
- ② 互いの研修への参加  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校

(ウ)「行事の交流」の推進

- ① 小学校の運動会、学芸会への園児の参加、行事の合同実施 — 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校
- ② 地域の幼稚園や保育所が合同して行う発表会、展覧会の実施 - 公立・私立の幼稚園、保育所

(エ)「地域子ども祭り」の推進

- ① 地域が一体となった「子ども祭り」の積極的推進 ————— 幼児教育機関、地域団体等

(オ) 幼保小連絡協議会の推進

- ① 地域の幼稚園、保育所、小学校の就学に関する情報交換の場の設置  
————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校

4. 幼稚園と保育所の連携について

(ア) 研修の合同実施

- ① 地域の子どもの専門家同士の合同研修の実施 ————— 公立・私立の幼稚園、保育所

(イ) 各種事業の共同開催

- ① 近隣園の事業の共同開催と地域の親子への開放 ————— 公立・私立の幼稚園、保育所

(ウ) 子育て支援活動における連携

- ① 未就園児の親子登園等の事業開催日などの開催調整による参加機会の増加を図る  
———— 公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 子育て支援機能、保育所の保育機能、幼稚園の教育機能を一体的に実施する総合施設の検討  
———— 区・子ども家庭部、区教委、  
公立・私立の幼稚園、保育所

(エ) 地域の安全・防災活動における連携

- ① 幼稚園、保育園が連携した避難訓練、火災訓練の実施 ——— 公立・私立の幼稚園、保育所
- ② 防犯のための情報連絡網の整備 ————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小中学校

(オ) 幼保連携懇談会の推進

- ① 幼稚園、保育所の連携のための「幼保連携懇談会」の開催  
———— 区・子ども家庭部、区教委、  
公立・私立の幼稚園、保育所

5. 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実を図る

(ア) 「地域の子育て講座」の推進

- ① 子育てに不安感を持つ親などのための子どもの食事、しつけ、遊び等の講座・研修会の充実  
———— 区・子ども家庭部・保健所、  
産婦人科、小児科等

(イ) 「身近な子育て相談」の推進

- ① 「気軽な子育て相談制度」のための専門機関の連携 ——— 区・子ども家庭部・保健所、  
産婦人科、小児科等
- ② 相談の専門機関の連携、カウンセラーの巡回相談 ——— 区・子ども家庭部、教育センター

(ウ) 地域の子育てサークルや親子サークルの交流の推進

- ① 地域の子育てグループ、NPO団体などの「懇談会」の結成と連携 — 区・子ども家庭部、子育てグループ等

(エ) 地域の子育て施設の開放

- ① プレーパークなど地域の子どもが自由に遊べる場の提供、設置 — 区・子ども家庭部・土木部
- ② 園庭、校庭、図書館などの地域開放の拡充 ————— 公立・私立の幼稚園、保育所、小学校

(オ) 家庭や幼稚園や保育所と地域の人々との連携の推進

- ① 子育てサークル、ボランティア活動のための場の提供 ——— 区・子ども家庭部、区教委
- ② ファミリーサポートセンターを発展させた新たな子育てサポートシステムの構築  
———— 区・子ども家庭部、区教委

## 豊島区幼児教育振興計画検討委員会設置要綱

平成16年2月6日  
教育長決裁

### (設置)

第1条 幼児教育振興プログラム（平成13年3月29日文部科学省決定）の趣旨に則り豊島区における中長期の幼児教育のあり方について審議検討し、幼児教育に関する総合的な実施計画である豊島区幼児教育振興計画を策定するため、豊島区幼児教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 幼児教育の振興
- (2) 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実
- (3) その他教育長より諮問された事項

### (構成)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 私立幼稚園の代表者
- (3) 私立保育園の代表者
- (4) 区民
- (5) 教育長が指名する幼児教育に関係する区職員及び教職員

### (運営)

第4条 検討委員会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長が指名し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、検討委員会を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 検討委員会の招集は、会長が行う。ただし、最初の検討委員会は、教育長が召集する。
- 6 会長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 検討委員会は、原則公開とする。ただし、検討委員会の決定により、非公開とすることができる。

### (作業部会)

第5条 所掌事項を効率的に検討するため、検討委員会の下に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、会長が指名する。

### (報告)

第6条 会長は、検討委員会の検討結果を教育長に報告する。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成16年2月6日から施行する。
- 2 この要綱は、教育長への報告書の提出をもって廃止する。

# 豊島区幼児教育振興計画検討委員会名簿

委嘱期間：平成16年3月22日～平成16年11月8日

		ふりがな 氏名	役職・団体名等
学識経験者 ②	会長	しばざき まさゆき 柴崎 正行	大妻女子大学教授
	副会長	かわい ていこ 川合 貞子	東京家政大学教授
私立幼稚園代表者②		なみき しゅういち 並木 秀一	並木幼稚園園長
		なぐら あやこ 名倉 章子	愛心幼稚園園長
私立保育園代表者①		みうら たかこ 三浦 多佳子	椎名町ひまわり保育園園長
区民 ②		こくぼ ひろみ 小久保 裕美	公募区民
		みつ いみか 三井 美香	
区立施設代表者 ④		すずき のりやす 鈴木 憲康	区立朝日小学校校長
		おばた ひでお 小幡 秀生	区立池袋幼稚園園長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
		こんじき まさこ 近喰 眞佐子	区立南長崎幼稚園園長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)
		さくらい さなえ 櫻井 早苗	区立池袋幼稚園教頭
		てらち やちこ 寺地 ヤ子子	区立千早第一保育園園長
区職員 ⑧		もり しげお 森 茂雄	教育委員会事務局次長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
		まつざき みつひこ 松崎 充彦	教育委員会事務局次長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)
		きりう たてき 桐生 建樹	総務部総務課長
		いなば すい 稲葉 穂	子ども家庭部子ども課長
		よしずえ まさひろ 吉末 昌弘	子ども家庭部子育て支援課長
		やまね ひとし 山根 斎	子ども家庭部保育園課長
		あまが いかつみ 天貝 勝己	教委事務局教育改革推進課長
		かわち まさふみ 川地 雅文	教委事務局生涯学習課長
		よしむら まさひさ 吉村 正久	教委事務局指導室長 (期間：16. 3. 22～16. 3. 31)
		あべ たく 阿部 卓	教委事務局指導室長 (期間：16. 4. 1～16. 11. 8)
委員定数			計 19 名

\* 敬称略・順不同

## 幼児教育推進検討部会名簿

(設置期間：平成16年4月23日～平成16年11月8日)

部会長	松 崎 充 彦	教育委員会事務局次長
部会員	加 藤 芳 成	庶務課長
部会員	天 貝 勝 己	教育改革推進課長
部会員	川 地 雅 文	生涯学習課長
部会員	阿 部 卓	指導室長
部会員	稲 葉 穂	子ども家庭部子ども課長
部会員	山 根 斎	子ども家庭部保育園課長
部会員	吉 末 昌 弘	子ども家庭部子育て支援課長
部会員数 8 名		

## 豊島区幼児教育振興計画検討委員会 審議経過

検討委員会開催		決 定 事 項	主 な 資 料 等
第1回	H16.3.22	・会長に柴崎委員を指名 ・委員会の検討事項を説明 ・スケジュール案を承認	・振興計画位置付け、検討体系図 ・子どもプラン素案 ・幼児教育振興計画プログラム
第2回	H16.4.23	・副会長に川合委員を指名 ・作業部会を設置。協議事項を整理し次回に提案する。 ・検討事項①「幼稚園の教育活動及び教育環境の充実」について協議	・区幼稚園の特色ある保育活動 ・幼稚園預かり保育の状況 ・保育園の延長保育 他
第3回	H16.5.24	・前回協議までの振興計画案を協議——修整意見多数あるため次回再提案する。 ・検討事項②「幼児教育における子育て支援の充実」について協議——継続協議となる	・前回協議までの振興計画案 ・幼稚園における子育て支援事業の例 ・児童館に置ける子育て支援
第4回	H16.6.28	・前回の振興計画案の修整案を協議了承される。 ・前回継続協議となった検討事項を協議 ・今回の検討事項③「幼稚園・保育所と小学校の連携の推進」を協議	・前回協議までの振興計画案 ・幼稚園と小学校との連携 ・保育園と小学校の交流
第5回	H16.7.28	・前回協議までの振興計画案を協議し、了承される。 ・今回の検討事項④「幼稚園と保育所の連携の推進」を協議	・前回協議までの振興計画案 ・幼稚園と保育所の連携のあり方(報告)
第6回	H16.8.25	・前回協議までの振興計画案を協議し、了承される。 ・今回の検討事項⑤「幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実」を協議	・前回協議までの振興計画案 ・H16西部子ども家庭支援センター事業予定
第7回	H16.10.1	・前回協議までの振興計画案を協議し、了承される。 ・豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画(素案)について説明を受けた。 ・以後の意見最終取りまとめを正副会長に一任	・前回協議までの振興計画案 ・豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画(素案)
第8回	H16.11.8	・幼児教育振興計画検討委員会-報告-を確認、報告	・振興計画検討委員会-報告-

### 幼児教育推進検討部会 開催経過

推進検討部会開催		協 議 事 項 等	主 な 資 料
第1回	H16.5.17	・振興計画検討委員会(第2回)検討事項の協議結果のまとめを行ない「計画のまとめ案」を作成	・検討委員会会議録等
第2回	H16.10.26	・具体的な事業、計画等の記載及び資料について協議 ・今後のスケジュール確認	・検討委員会振興計画

※他に部会員の意見聴取を随時行なった。